

光市緊急通報装置設置等業務公募型プロポーザルに関する質問への回答

令和7年9月10日

提出いただきました質問について、下記のとおり回答します。

番号	質問事項	内 容	回 答
1	仕様書3頁 8 緊急通報装置等 (2)	現在設置している富士通電装製緊急通報端末装置に関する各種マニュアルや説明書を開示していただきたい。 ・機器の取扱説明書 ・機器設置や設定に関する設置作業マニュアル ・設定器ソフト取扱説明書 ・PS1 取扱説明書	各種マニュアル等について、本公募型プロポーザルに参加意向があり受取りを希望する法人に対して、郵送又は窓口での受け渡しをしますので、高齢者支援課高齢福祉係までご連絡ください。
2	仕様書3頁 8 緊急通報装置等 (2)	装置の機種は(HNC700)でしょうか？違う場合には、機種名を開示いただきたい。	旧装置の機種は HNC-601A1、HNC-601A1G、HNC-611 の3種類です。
3	仕様書3頁 8 緊急通報装置等 (2)	現在設置している富士通電装製緊急通報端末装置を継続利用とのことですが、これは貴市所有の機器という理解で宜しいでしょうか？ また、その際残りの在庫台数は何台でしょうか？	利用者所有の装置です。 また、市は在庫を保有していません。

4	仕様書 3 頁 8 緊急通報装置等 (2)	もし、今後利用者が増加した場合や、現行の機器が故障などで使用できず貴市の在庫台数で賄えない場合は、貴市が追加で購入されるのでしょうか？ それとも新契約者が機器をレンタルする必要があるのでしょうか？	旧装置が故障などで使用できない場合は、新契約者が利用者に機器をレンタルします。その際の機器レンタル料は市から新契約者に支払います。新規の利用者についても同様に、新契約者が利用者に機器をレンタルし、市が新契約者に機器レンタル料を支払います。
5	仕様書 4 頁 1 4 参考（令和 6 年度の状況）	現利用者は、理解できましたが上記のご質問と関わりますが、直近 3 年の利用者推移を開示いただけますでしょうか？（利用者の増減を知りたい） 令和 6 年度 3 月末時点の利用者数： 令和 6 年度中の新規利用者数： 令和 6 年度中の解約利用者数： 令和 5 年度 3 月末時点の利用者数： 令和 5 年度中の新規利用者数： 令和 5 年度中の解約利用者数： 令和 4 年度 3 月末時点の利用者数： 令和 4 年度中の新規利用者数： 令和 4 年度中の解約利用者数：	以下のとおり回答します。 なお、3 月末時点の利用者数は、休止者数は除いています。参考に休止者数も含めた設置台数をカッコ内に示します。 令和 6 年度 3 月末時点の利用者数：563 人(615 台) 令和 6 年度中の新規利用者数：77 人 令和 6 年度中の解約利用者数：72 人 令和 5 年度 3 月末時点の利用者数：556 人(612 台) 令和 5 年度中の新規利用者数：85 人 令和 5 年度中の解約利用者数：70 人 令和 4 年度 3 月末時点の利用者数：549 人(594 台) 令和 4 年度中の新規利用者数：81 人 令和 4 年度中の解約利用者数：70 人

6	実施要領 4 頁 8 プレゼンテーション実施 (2) 実施時間 (予定)	パソコン、スピーカー等の準備とケーブル接続等の準備時間として 15 分ほどいただけますでしょうか。	当日のプレゼンテーションは、準備 15 分以内、プレゼンテーション 30 分以内、質問 15 分程度、片付け 10 分以内で予定しています。
7	実施要領 4 頁 9 評価及び選定の方法 (1) 評価の基準及び方法	評価委員会の構成・人数を教えてくださいませんか。	本市福祉保健部職員 5 名です。
8	実施要領 5 頁 9 評価及び選定の方法 (2) 評価項目	評価項目の項目、内容ごとの評価点について教えてくださいませんか。	評価項目は以下の配点です。内容ごとの配点は非公開とします。 (1) 事業者の状況 100 点 (2) 緊急通報装置 150 点 (3) 受信センターの体制 200 点 (4) 受信センターの対応 275 点 (5) 個人情報の管理 100 点 (6) 価格 225 点 (7) その他 100 点
9	実施要領 1 頁 1 業務概要 (4) 委託料の上限額 仕様書 2 頁 6 業務内容 (9) 利用者負担金の徴収	委託料について、上限額が設定されておりますが、利用者負担が発生する場合、上限額以外に利用者負担金が発生するという認識でよろしいでしょうか？	委託料の上限額 (基本単価)、利用者負担金及び請求額の関係は以下のとおりです。 請求額 = 基本単価 - 利用者負担金
10	仕様書 1 頁 6 業務内容 (3) お伺い電話業務	お伺い電話業務につきまして、利用者様が電話に出られない場合における架電回数の指定はございますか？	架電回数の指定はありません。

11	仕様書 3 頁 8 緊急通報装置等 (1) オ	停電時において、補助電源による装置の使用可能時間が 5 時間以上である理由をご教示ください。 また、弊社装置においては、停電より一定時間経過後、弊社より現地へ人員の派遣が可能です。この場合、補助電源による装置の使用可能時間が 5 時間未満、あるいは最大 5 時間の規格でも使用可能でしょうか？	停電からの復旧に要する時間を最大で 5 時間と見込み、設定したものです。装置の要件としていますので、補助電源による装置の使用可能時間は原則 5 時間以上としますが、5 時間未満であることのみをもって、提案自体を妨げるものではありません。
12	仕様書 3 頁 8 緊急通報装置等 (2)	仕様書 8 (2) 記載の装置につきまして、自治体所有機器を使用するという事でよろしいでしょうか。 また、故障した際の機器交換は在庫の自治体機器を使用、あるいは受託者が受託者の費用で交換が必要なのか等、ご教授ください。	利用者所有の装置です。 また、市は在庫を保有していません。 旧装置が故障などで使用できない場合は、受託者が利用者に機器をレンタルします。その際の機器レンタル料は市から受託者に支払います。機器レンタル及び交換作業に係る費用は、基本単価に含めますので、見積りは交換費用を含めた基本単価としてください。
13	仕様書 3 頁 8 緊急通報装置等 (3)	自治体機器を使用する場合、受託者による設定（通報先変更など）が必要となります。設定変更における期間の定めはございますか。	旧装置を含め全設置台数について、次の受託者による装置切替えは、令和 8 年度の契約締結以降に開始し、令和 8 年度内に完了してください。